校内研修資料

学級開きにあたって

~特別支援教育の視点から~

平成31年 4月 特別支援教育コーディネーター

向井 美穂

# んぽぽ

たくさん飛んでいく んぽぽが

みんな名前があるんだ

ひとつひとつ

お お い ぽぽんた たぽんぽ

ぽんたぽ

お ぽたぽん



- ・1 発達障害って何だろう?
- ・2 通常学級におけるユニバーサルデザイン
- ・3 個別の支援計画・指導計画について
- 4 障害者差別解消法って知ってますか?

- 発達障害って何だろう?
- ・通常学級に「6.5%」(文部科学省)
  - ○1クラス(40人学級)につき2・3人の割合

- 〇4割弱の児童生徒は,特別な支援を受けて
- いない?! 本校の困り感を持つ児童・その保護者・担任
  - →複数の教師が複数の場で支援できる態勢が必要
    - ★一人で抱え込まない!

## •発達障害の特性のあらわれ方は十人十色

☆発達障害

脳機能の発達が関係(生まれつきの障害)

〇おもな特徴

コミュニケーション・対人関係 苦手

Oおもなもの

ADHD(注意欠如·多動性障害)

LD (学習障害)

広汎性発達障害(PDD)

(自閉症・アスペルガー症候群・レット障害・トゥレット症候群・吃音等)

社会的な経験をたくさん積み、折り合いをつけていくことで特性が目立たなくなる!

## 2 通常学級におけるユニバーサルデザイン

(学級経営や授業づくりの計画段階から,発達障害のある支援を要する児童を 包括する支援を,あらかじめ事前に検討・計画しようとするもの)

- 配慮を要する児童には、「ないと困る支援」であり
- どの児童にも「あると便利で、役立つ支援」を増やす。
- 〇 その結果として、全ての児童の過ごしやすさと 学びやすさが向上。

★「スタートが肝心!ぶれない指導を!」

### 具体的には・・・

•教室環境・学習環境の整備

- ・余分な刺激を減らす
- 行動の手がかりを整備する

## 注意集中をしやすくする (前面すっきり) (棚にはカーテン)





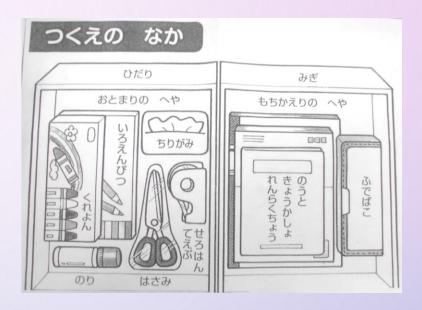
### 教室の構造化 (場所・置く順番を固定)



提出物



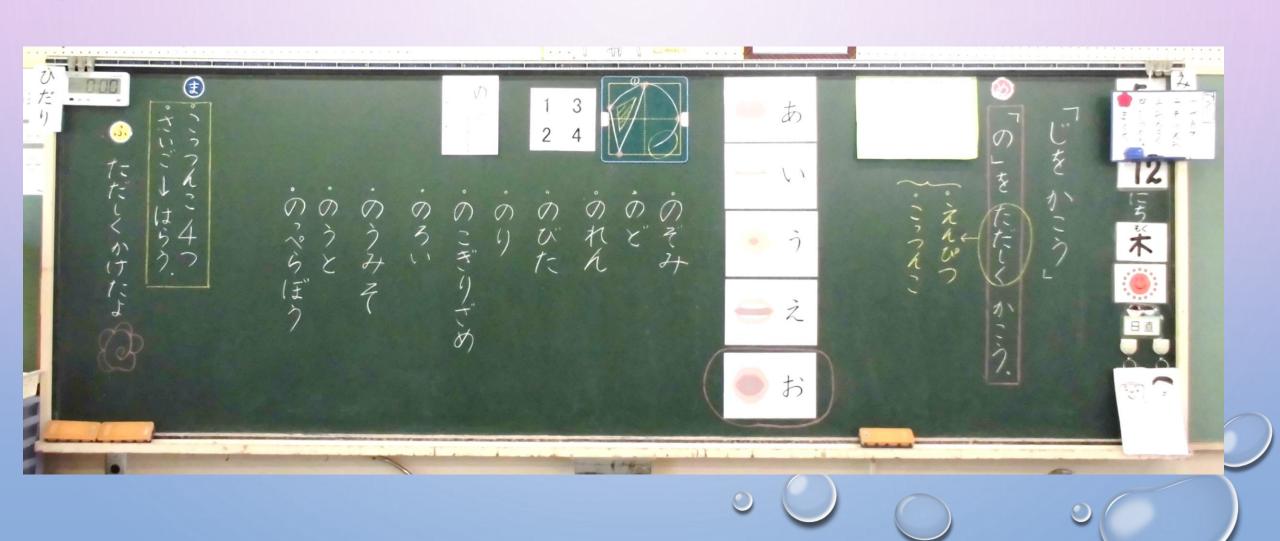
水筒(ひもは巻く)



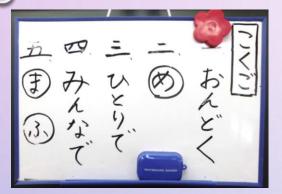


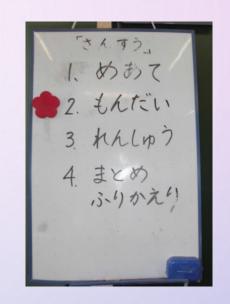
個人ボックス・棚

### 重要な情報を目立たせる (必要なものだけ)(チョークは3色)









### 【授業の始めと終わりをはっきり】

- ①着席して黙想
- ②今から〇〇の学習を始めます はい
- ③気をつけ
- 4礼

「お願いします」 礼 礼「お願いします」



- ①これで〇〇の学習を終わります はい
- ②気をつけ
- 3礼

「ありがとうございました」 礼をする 「ありがとうございました」礼

## 一人一人の二一ズに応じた特別な教育的支援

- ・アセスメント(実態把握)
- 学習面への支援のポイント

(例)集中して聴かせるには・・・

- →座席の工夫,一瞬の間,簡潔な指示・説明(後付け×) 曖昧な表現・否定的・命令的な言い方×
- ・支援の基本的な姿勢

年間を通してぶれない指導を!

間違い(できないこと)に気付かせるより,

正しいこと(できる方法)に気付かせる

## 認め合い,支え合う学級づくり (安心して学校生活を送るために)

- ・支持的な学級づくり "黄金の三日間"を大切に!
- •ルールのある活動の設定
- 賞賛する場面の確保
- •「やってみたらできた!」という経験を大切に
- •子どもは集団の中で育つ
- 行事(運動会・式等)に向けて,共通理解
- 学級ソーシャルスキルトレーニング

- O ユニバーサルデザインの授業づくり・学級作りを
  - 取り入れ, 指導の視点を一貫
    - →教室環境・ノート指導・支援アプローチなど 多方面にわたって指導の違いをなくすことができる。

- 困り感のある児童に行った支援
  - →それ以外の児童にとっても便利で分かりやすい 支援となる。

## 特別支援学校のセンター的機能の活用

• 定期的に巡回相談

【呉特別支援学校】

- 子どもの困り感を増やさないように。
- 保護者へは,まず大変さをねぎらい 寄りそいましょう。

## 個別の支援計画・指導計画について

特別な配慮や支援を要する児童には、個別の教育計画と支援・指導計画を作成し、計画的に指導していく必要で あり、また、その記録を元にスモールステップでの積み上げが重要であるため。

以上の観点から、個別の教育支援・指導計画を作成したい。

#### 作成にあたって

学年で要配慮児童を確認し、作成する。

個別の支援計画は、加筆しながら使用する。

(記録は保存し、必要に応じて次の学校に送る。)

個別の指導計画は1年ごとに更新する。

作成期日は、8月末までとする。

「個別の指導計画」の「評価」については,3月末までに記入する。

【入力先】

## 4 障害者差別解消法って知ってますか?

• 平成28年4月1日から

「障害者差別解消法」スタート!

(注)正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(障害者手帳を持っている人だけのことではなく,発達障害のある人,

生活に相当な制限を受けている人全てが対象)

この法律では・・・

「不当な差別的取扱い」を禁止

「合理的配慮の提供」を求めている

→障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指す

### 【不当な差別的取扱いの具体例】

〇本人を無視して,介助者や支援者,付き添いの人だけに 話しかける

### 【合理的配慮の具体例】

- 〇障害のある人の障害特性に応じて, 座席を決める
- 〇意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末 などを使う
- 〇段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

## 合理的配慮の提供

・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」 第4条

(略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。

(→できない時は、代替案を用意する)

### 【合理的配慮に関する留意点】

(「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」別紙2「学校教育分野」の2(1))

→ <u>個別の支援計画・個別の指導計画作成</u>の義務づけが 明記されている。